様式第三十号（第二十九条関係）

建設業法摘要

第二十六条の二十一

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十一条の二

4　国土交通大臣又は都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、その許可を受けた建設業者（都道府県知事にあつては、その許可を受けた建設業者又は当該都道府県の区域内で建設業を営む者）に建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事務所、工場、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5　第二十六条の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第　　号

令和　　年　　月　　日交付

建設業法第四十一条の二第五項において準用する同法第二十六条の二十一第二項の規定による立入検査証

都道府県知事　　印

所属部局課名

身分及び職名　　氏　　名

生年月日

（別　表）㈣

コード	資　格　区　分
（略）	（略）
005	令第28条該当
（略）	（略）
（略）	（略）

備考　（略）

様式第三十号（第二十九条関係）

建設業法摘要

第二十六条の二十一

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十一条の二

4　国土交通大臣又は都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、その許可を受けた建設業者（都道府県知事にあつては、その許可を受けた建設業者又は当該都道府県の区域内で建設業を営む者）に建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事務所、工場、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5　第二十六条の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第　　号

令和　　年　　月　　日交付

建設業法第四十一条の二第五項において準用する同法第二十六条の二十一第二項の規定による立入検査証

都道府県知事　　印

所属部局課名

身分及び職名　　氏　　名

生年月日

（別　表）㈣

コード	資　格　区　分
（略）	（略）
005	令第29条該当
（略）	（略）
（略）	（略）

備考　（略）